

堺市公報 第133号	令和2年8月21日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

## 目 次

頁

## &lt;告示&gt;

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請 【環境局環境保全部環境対策課】	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	8
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	11
○南部大阪都市計画公園の変更について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	11
○南部大阪都市計画墓園の変更について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	13
○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について 【建設局土木部路政課】	13
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	14
○道路法に基づく国道及び府道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	17

○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	23
○都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議成立について 【建設局公園緑地部公園監理課】	25
＜公告＞	
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境保全部環境対策課】	25
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境事業部資源循環推進課】	27
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	28
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	34
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	34
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	35
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	35
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	36
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	36
○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について 【建設局公園緑地部公園監理課】	37
○都市公園の開設に係る公告及び縦覧について 【建設局公園緑地部公園監理課】	40
＜監査委員公表＞	
○監査結果に基づく措置通知書の公表 【監査委員事務局監査課】	43
○監査結果に基づく措置通知書の公表 【監査委員事務局監査課】	55

告 示

堺市告示第297号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本酢ビ・ポバール株式会社

代表取締役社長 小泉 由治

堺市西区築港新町3丁11番地1

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

日本酢ビ・ポバール株式会社

堺市西区築港新町3丁11番地1

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 33号ハ 合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機 1基

イ 能力

固形分排出能力 ポバール 1,000kg

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

許可後及び着手後30日並びに完成後

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

連続24時間

オ 使用時間の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

BOD：通常及び最大の値 いずれも884,000mg/L

COD：通常及び最大の値 いずれも170,000mg/L

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

通常及び最大の値 いずれも90m<sup>3</sup>/日

(4) 汚水等の処理施設に関する事項、排出水の汚染状態及び量

この特定施設から排出される汚水等は全量精製・回収され原料として再利用される。

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和2年8月21日から令和2年9月11日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市告示第298号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003895             |
| 事業所名称      | 相棒ケアプランセンター            |
| 事業所所在地     | 堺市堺区中之町西一丁1番10号堺ビル601号 |
| 指定の申請者     | 株式会社A I B O X          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区中之町西一丁1番10号     |
| 代表者名       | 上垣雅毅                   |
| 指定年月日      | 令和2年7月1日               |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                 |

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502987                |
| 事業所名称      | ケアプランセンター ノア              |
| 事業所所在地     | 堺市北区南花田町46番5号レジデンス若里103号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社ヤマシタ                  |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市美原区多治井116番地11        |
| 代表者名       | 山下賢一                      |
| 指定年月日      | 令和2年7月1日                  |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                    |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003903        |
| 事業所名称      | 清恵会ケアプランセンター      |
| 事業所所在地     | 堺市堺区南安井町一丁1番1号    |
| 指定の申請者     | 社会医療法人清恵会         |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区南安井町一丁1番1号 |
| 代表者名       | 佐野記久子             |

|         |          |
|---------|----------|
| 指定年月日   | 令和2年8月1日 |
| サービスの種類 | 居宅介護支援   |

~~~~~  
堺市告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776401842
事業所名称	訪問介護ステーションこんごう
事業所所在地	堺市南区槇塚台二丁35番11号
指定の申請者	合同会社AWUNN
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区槇塚台二丁35番11号
代表者名	塩野益男
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776201440
事業所名称	トリコ介護センター
事業所所在地	堺市東区菩提町一丁7番5号
指定の申請者	合同会社トリコ介護センター
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区菩提町一丁7番5号

代表者名	濱口智江
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776502979
事業所名称	ケアテックもず陵南
事業所所在地	堺市北区百舌鳥陵南町三丁400番地5
指定の申請者	株式会社香川
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区金岡町2203番地
代表者名	香川千晴
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776401834
事業所名称	ワンダーさかい
事業所所在地	堺市南区深阪南103番地
指定の申請者	株式会社カミレ
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市平野区瓜破東二丁目7番55-601号
代表者名	菊池由香
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2766590372
事業所名称	にのしま訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区東雲東町二丁1番5号ジエルメ河善803号室
指定の申請者	合同会社2アイランド

主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区東雲東町二丁1番5号
代表者名	二宮太朗
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090449
事業所名称	香ヶ丘訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区香ヶ丘町一丁12-21シャルマンフジ香ヶ丘203号
指定の申請者	有限会社グローバルサポート
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市内田町一丁目9番19号
代表者名	大杉文龍
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	訪問看護

## 堺市告示第300号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766590372
事業所名称	にのしま訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区東雲東町二丁1番5号ジェルメ河善803号室

指定の申請者	合同会社 2アイランド
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区東雲東町二丁1番5号
代表者名	二宮太朗
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090449
事業所名称	香ヶ丘訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区香ヶ丘町一丁12-21シャルマンフジ香ヶ丘203号
指定の申請者	有限会社グローバルサポート
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市内田町一丁目9番19号
代表者名	大杉文龍
指定年月日	令和2年7月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

## 堺市告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796300479
事業所名称	ひとつ屋根の下 草部

事業所所在地	堺市西区草部820
指定の申請者	株式会社なないろ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳西町三丁12番地5
代表者名	井上岳
指定年月日	令和2年8月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2796500201
事業所名称	リハビリディサービスクローバーもず店
事業所所在地	堺市北区百舌鳥西之町二丁228番地5号
指定の申請者	株式会社EXPAND-AID
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥西之町二丁228番地5号
代表者名	細川也佑浩
指定年月日	令和2年8月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

## 堺市告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
AIN薬局浅香山店	堺市北区東浅香山町1-257-3	薬局	令和2年7月1日
はな薬局	堺市堺区向陵町中町2-6-10 三国ロイヤルビル103号	薬局	令和2年8月1日
ゆい訪問看護・リハビリステーション	堺市堺区中瓦町1-2-5	訪問看護	令和2年7月1日

~~~~~

## 堺市告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名      | 医療機関所在地         | 種別 | 更新年月日    |
|------------|-----------------|----|----------|
| イオン薬局堺北花田店 | 堺市北区東浅香山町4-1-12 | 薬局 | 令和2年8月1日 |

~~~~~

## 堺市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、南部大阪都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 変更する土地の区域

高松公園	堺市東区高松地内
第3北花田公園	堺市北区北花田町4丁地内
浜寺石津西公園	堺市西区浜寺石津町西4丁地内
日置荘西町公園	堺市東区日置荘西町5丁地内
五箇荘公園	堺市北区新堀町2丁地内
協和町東公園	堺市堺区協和町4丁地内
長曾根中池公園	堺市北区長曾根町地内
土塔町公園	堺市中区土塔町地内
鈴の宮公園	堺市中区八田寺町地内
万崎公園	堺市西区草部地内
大和川河川公園	堺市堺区香ヶ丘町5丁地内
東雲公園	堺市堺区東雲西町1丁地内
南八下東公園	堺市東区石原町4丁地内
天神公園	堺市東区日置荘原寺町地内
登美丘北公園	堺市東区丈六地内
向ヶ丘公園	堺市西区家原寺町1丁地内
白鷺公園	堺市東区白鷺町1丁地内
原池公園	堺市中区平井地内
福泉公園	堺市西区山田2丁地内

(2) 追加する土地の区域

浜寺石津西公園	堺市西区石津西町地内
---------	------------

(3) 廃止する土地の区域

土塔町公園	堺市中区深井東町地内
英彰公園	堺市堺区南旅籠町西3丁、南旅籠町西4丁、南半町西3丁 及び南半町西4丁地内
向ヶ丘公園	堺市西区平岡町地内

2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課



## 堺市告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、南部大阪都市計画墓園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 都市計画の変更に係る土地の区域

#### (1) 変更する土地の区域

堺公園墓地 堺市南区鉢ヶ峯寺地内

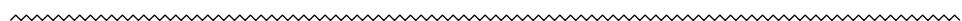
#### (2) 廃止する土地の区域

堺公園墓地 堺市南区泉田中地内

### 2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課



## 堺市告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について、次のように協議が成立したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 道路の種類及び路線名

市道 赤坂台庭代台線

2 兼用工作物の位置

堺市南区原山台2丁5番1地先

3 他の工作物

原山公園駐車場誘導路

4 他の工作物の管理者

公園管理者 堀市長

5 管理の内容

次の協定書のとおり

協定書は省略し、堺市建設局土木部路政課に備え置いて、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の道路の供用を廃止する日又は原山公園駐車場誘導路を廃止する日まで

~~~~~

堺市告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

### 道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考      |
|---------|----------------|--------|----------------|-------|---------|
|         |                |        | 幅員m            | 延長m   |         |
| 赤坂台庭代台線 | 南区原山台2丁5番1地先   | 旧      | 21.65<br>21.70 | 30.15 | (01034) |
|         | 南区原山台2丁5番1地先   | 新      | 24.15<br>44.25 | 30.15 |         |

~~~~~

堺市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 国道及び府道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区黒山618番1地先	旧	20.00 21.10	317.40	(K0309)
	美原区黒山375番6地先	新	21.58 24.48	317.40	
泉大津美原線(新)	美原区黒山618番1地先	旧	6.70 14.90	180.30	(H0036)
	美原区黒山733番1地先	新	7.21 15.60	180.30	

~~~~~

堺市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 府道及び市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名           | から<br>区間<br>まで     | 旧 | 敷地の          |       | 備考                        |
|---------------|--------------------|---|--------------|-------|---------------------------|
|               |                    | 新 | 幅員m          | 延長m   |                           |
| 石津25号線        | 堺区石津町2丁625番14地先    | 旧 | 2.45<br>3.30 | 11.75 | (イ049)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 堺区石津町2丁625番14地先    | 新 | 3.30<br>4.00 | 11.75 |                           |
| 北三国ヶ丘中三国ヶ丘3号線 | 堺区中三国ヶ丘町6丁173番15地先 | 旧 | 5.46         | 2.00  | (キ240)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 堺区中三国ヶ丘町6丁173番15地先 | 新 | 5.46         | 2.00  |                           |
| 大野芝8号線        | 中区大野芝町189番1地先      | 旧 | 4.67<br>4.69 | 12.49 | (オ107)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 中区大野芝町189番5地先      | 新 | 4.70<br>4.70 | 12.49 |                           |
| 深阪12号線        | 中区深阪3丁711番1地先      | 旧 | 2.50<br>2.83 | 28.29 | (フ180)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 中区深阪3丁711番10地先     | 新 | 4.60<br>4.90 | 28.29 |                           |
| 大阪狭山線(現)      | 東区石原町4丁291番2地先     | 旧 | 5.48<br>5.63 | 20.35 | (P026)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 東区石原町4丁291番2地先     | 新 | 6.09<br>6.17 | 20.35 |                           |
| 石原4号線         | 東区石原町4丁353番1地先     | 旧 | 2.40<br>4.90 | 41.47 | (イ077)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 東区石原町4丁353番6地先     | 新 | 3.60<br>6.03 | 41.47 |                           |
| 鳳中4号線         | 西区鳳中町5丁177番1地先     | 旧 | 5.45         | 3.00  | (オ150)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 西区鳳中町5丁177番1地先     | 新 | 5.45         | 3.00  |                           |
| 鳳中16号線        | 西区鳳中町5丁177番1地先     | 旧 | 3.63<br>3.64 | 16.36 | (オ162)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 西区鳳中町5丁177番1地先     | 新 | 4.17<br>4.18 | 16.36 |                           |
| 草部4号線         | 西区草部92番6地先         | 旧 | 2.07<br>3.61 | 15.24 | (キ2020)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|               | 西区草部92番6地先         | 新 | 3.04<br>4.35 | 15.24 |                           |
| 草部16号線        | 西区草部92番6地先         | 旧 | 1.68<br>2.24 | 16.58 | (キ032)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 西区草部92番6地先         | 新 | 2.69<br>3.20 | 16.58 |                           |
| 神野11号線        | 西区神野町2丁1019番2地先    | 旧 | 2.45<br>3.81 | 19.03 | (オ014)<br>開発に伴う寄付<br>関係分  |
|               | 西区神野町2丁1019番5地先    | 新 | 3.66<br>5.34 | 19.03 |                           |

## 道路区域変更調書

| 路線名            | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |        | 備考                                  |
|----------------|-------------------|--------|--------------|--------|-------------------------------------|
|                |                   |        | 幅員m          | 延長m    |                                     |
| 津久野16号線        | 西区津久野町1丁75番2地先    | 旧      | 6.00         | 2.85   | （'020）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 西区津久野町1丁75番2地先    | 新      | 6.00         | 2.85   |                                     |
| 津久野16号線        | 西区津久野町1丁75番2地先    | 旧      | 6.10         | 2.10   | （'020）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 西区津久野町1丁75番2地先    | 新      | 6.10         | 2.10   |                                     |
| 浜寺諫訪森中浜寺船尾東1号線 | 西区浜寺船尾町西3丁317番6地先 | 旧      | 3.54<br>3.86 | 16.65  | （'195）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 西区浜寺船尾町西3丁317番5地先 | 新      | 3.77<br>3.93 | 16.65  |                                     |
| 原田4号線          | 西区原田332番1地先       | 旧      | 2.09<br>2.60 | 18.70  | （'338）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 西区原田332番3地先       | 新      | 3.05<br>3.30 | 18.70  |                                     |
| 今井2号線          | 美原区今井251番6地先      | 旧      | 3.14<br>3.15 | 5.13   | （'145）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 美原区今井251番6地先      | 新      | 3.57<br>3.58 | 5.13   |                                     |
| 小寺5号線          | 美原区小寺402番1地先      | 旧      | 3.67<br>4.47 | 79.51  | （'159）<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|                | 美原区小寺402番1地先      | 新      | 5.10<br>5.30 | 79.51  |                                     |
| 中百舌鳥福田狭山線      | 中区新家町657番22地先     | 旧      | 5.21<br>6.11 | 40.97  | （2030）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|                | 中区新家町657番27地先     | 新      | 6.00<br>7.13 | 40.97  |                                     |
| 大野芝深井畑山1号線     | 中区土塔町163番1地先      | 旧      | 5.08<br>5.15 | 34.72  | （'099）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|                | 中区土塔町163番1地先      | 新      | 6.70<br>6.70 | 34.72  |                                     |
| 土塔6号線          | 中区土塔町163番1地先      | 旧      | 3.32<br>4.95 | 45.29  | （'025）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|                | 中区土塔町163番1地先      | 新      | 4.95<br>6.70 | 45.29  |                                     |
| 深井北18号線        | 中区深井北町754番1地先     | 旧      | 6.66<br>6.78 | 15.66  | （'091）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|                | 中区深井北町754番11地先    | 新      | 6.70<br>6.78 | 15.66  |                                     |
| 日置荘北日置荘原寺3号線   | 東区日置荘北町3丁303番16地先 | 旧      | 4.71<br>5.10 | 124.47 | （'945）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|                | 東区日置荘北町3丁303番22地先 | 新      | 6.35<br>6.35 | 124.47 |                                     |

## 道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで      | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|---------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                     |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 浜寺諫訪森西6号線 | 西区浜寺諫訪森町西3丁268番9地先  | 旧      | 3.20<br>3.70 | 19.92 | （^213）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 西区浜寺諫訪森町西3丁268番13地先 | 新      | 4.70<br>4.80 | 19.92 |                                     |
| 南花田32号線   | 北区南花田町125番23地先      | 旧      | 5.30         | 21.61 | （^500）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 北区南花田町125番16地先      | 新      | 6.00         | 21.61 |                                     |
| 南花田36号線   | 北区南花田町125番19地先      | 旧      | 4.72         | 26.63 | （^588）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 北区南花田町125番21地先      | 新      | 5.71         | 26.63 |                                     |
| 丹上真福寺線    | 美原区真福寺228番1地先       | 旧      | 5.36<br>5.98 | 9.51  | （^509）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 美原区真福寺228番1地先       | 新      | 6.02<br>6.32 | 9.51  |                                     |
| 南河原橋阿弥線   | 美原区阿弥412番5地先        | 旧      | 5.10<br>6.40 | 56.37 | （^746）<br>都市計画法第39条<br>による帰属<br>関係分 |
|           | 美原区阿弥412番5地先        | 新      | 6.10<br>7.00 | 56.37 |                                     |

~~~~~

堺市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

### 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡66号線	北区金岡町2414番1地先	旧	8.10 8.70	68.00	(カ0224)
	北区金岡町2468番2地先	新	9.40 10.00	68.00	

~~~~~

堺市告示第311号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称

原山公園

2 兼用工作物の位置

堺市南区原山台2丁5番1地先

3 他の工作物

市道 赤坂台庭代台線

4 他の工作物の管理者

道路管理者 堀市長

5 管理の内容

次の協定書のとおり

協定書は省略し、堺市建設局公園緑地部公園監理課に備え置いて、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

6 管理の期間

告示の日から当該位置の公園の供用を廃止する日又は当該位置の道路の供用を廃止する日まで

公 告

堺市公告第468号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
大阪府堺市西区築港新町四丁2番5  
株式会社関西再資源ネットワーク  
代表取締役 福田 裕司
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪府堺市西区築港新町4丁2番5
- 3 廃棄物処理施設の種類  
汚泥の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
汚泥（食品系廃棄物に限る。）、廃酸（食品系廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品系廃棄物に限る。）、木くず、動植物性残さ  
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。  
(以上5種類)
- 5 廃棄物処理施設の処理能力  
36.0 t / 日 (24時間) (炭化)
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課
  - (2) 期間  
令和2年8月21日（金）から令和2年9月19日（土）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する

休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第469号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

大阪府堺市西区築港新町四丁2番5  
株式会社関西再資源ネットワーク  
代表取締役 福田 裕司

2 廃棄物処理施設の設置の場所

大阪府堺市西区築港新町4丁2番5

3 廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（炭化（焼却）施設）

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

食品系廃棄物

5 廃棄物処理施設の処理能力

36.0 t / 日 (24時間) (炭化)

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館5階

環境局環境事業部資源循環推進課

(2) 期間

令和2年8月21日（金）から令和2年9月19日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第470号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第5号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年8月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細  
利用権の設定を受ける者(借り手)

| 利用権を設定する農地       |                   | 利用権を設定する者(貸し手) |        |      |                     | 設定する利用権         |       |                           |            |           |            |        |                         |
|------------------|-------------------|----------------|--------|------|---------------------|-----------------|-------|---------------------------|------------|-----------|------------|--------|-------------------------|
| 住所               | 氏名                | 所在             | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法                |
| 堺市西区鳳南町2丁41番地    | 海老 安子             | 南区稻葉3丁         | 1599   | 田    | 165                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 南区稻葉3丁         | 1600-1 | 田    | 308                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 南区稻葉3丁         | 1602   | 田    | 528                 | 堺市中区八田南之町429番地  | 坂口 正己 | 便用貸借による<br>権利             | 烟として<br>利用 | 令和2年11月1日 | 令和5年10月31日 | -      | -                       |
|                  |                   | 南区稻葉3丁         | 1684   | 田    | 99                  |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
| 堺市東区日置莊原寺町409番地1 | 一般社団法人<br>MayLily | 南区稻葉3丁         | 1690   | 田    | 62                  |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 東区日置莊原寺町       | 392    | 田    | 852                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 東区日置莊原寺町       | 393-1  | 田    | 373                 | 堺市東区日置莊原寺町549番地 | 北田 仁彦 | 賃貸借<br>(解除条件付)            | 烟として<br>利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | 30,000 | 毎年年末に<br>食し手指定口座<br>に振込 |
| 堺市北区八下北4番51号     | 石崎 隆則             | 東区日置莊原寺町       | 393-2  | 田    | 486                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 北区中村町          | 359    | 田    | 1,272               | 堺市北区中村町1240番地   | 北川 吉平 | 使用貸借による<br>権利             | 烟として<br>利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | -      | -                       |
|                  |                   | 北区中村町          | 361    | 田    | 809                 | 堺市北区中村町1240番地   | 北川 吉平 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | -      | -                       |
| 堺市東区野尻町275番地1    | 高瀬 貞俊             | 美原区平尾          | 925    | 田    | 1,457               | 堺市美原区平尾2577番地   | 山口 四郎 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | -      | -                       |
|                  |                   | 山口 守           |        |      |                     |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
| 堺市美原区平尾2794番地1   |                   | 東区石原町2丁        | 36     | 田    | 528                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 東区石原町2丁        | 86     | 田    | 1,133               | 堺市堺区海山町5丁198番地  | 大畠 博史 | 便用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年11月1日 | 令和7年10月31日 | -      | -                       |
|                  |                   | 東区石原町3丁        | 98     | 田    | 714                 |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
| 堺市東区高松486番地      | 谷 好勝              | 東区石原町3丁        | 109-1  | 田    | 1,037               |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |
|                  |                   | 南区鍾ヶ峯寺         | 2809   | 田    | 1,625               | 堺市南区鍾ヶ峯寺1513番地  | 吉川 啓一 | 便用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | -      | -                       |
|                  |                   | 南区鍾ヶ峯寺         | 2815   | 田    | 2,003               |                 |       |                           |            |           |            |        |                         |

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の保留の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第471号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和2年8月11日 第E-33号

2 対象区域 堺市堺区協和町4丁340番1、343番2、344番1、347番2、348番の各一部、338番1、338番4、339番2、340番3、340番4、341番及び345番

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第472号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

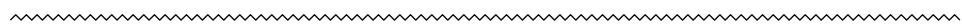
堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺石津町東一丁638番及び638番2の各一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区栄橋町一丁7番5号新昭和ビル  
株式会社新昭和  
代表取締役 山本 雄輝



堺市公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

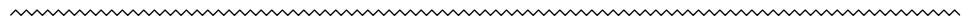
堺市美原区北余部西四丁目125番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府富田林市青葉丘5番33号

有限会社プログレス

代表取締役 栗田 香揚子



堺市公告第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区平尾1060番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区山之内二丁目13番57号（浪速高等学校内）

学校法人浪速学院

理事長 木村 智彦

~~~~~

堺市公告第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区泉田中119番5、122番2、122番5、122番7、146番1及び146番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区南船場2丁目5番11-906号

村野 貴謙

~~~~~

堺市公告第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

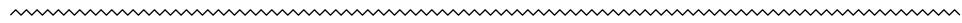
1 開発区域

堺市北区金岡町2480番4及び2481番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区晴美台一丁31番1号

学校法人泉新学園  
理事長 松井 直輝



堺市公告第477号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	黒山令和公園	堺市美原区黒山742番1のうち 外

2 区域

別紙のとおり

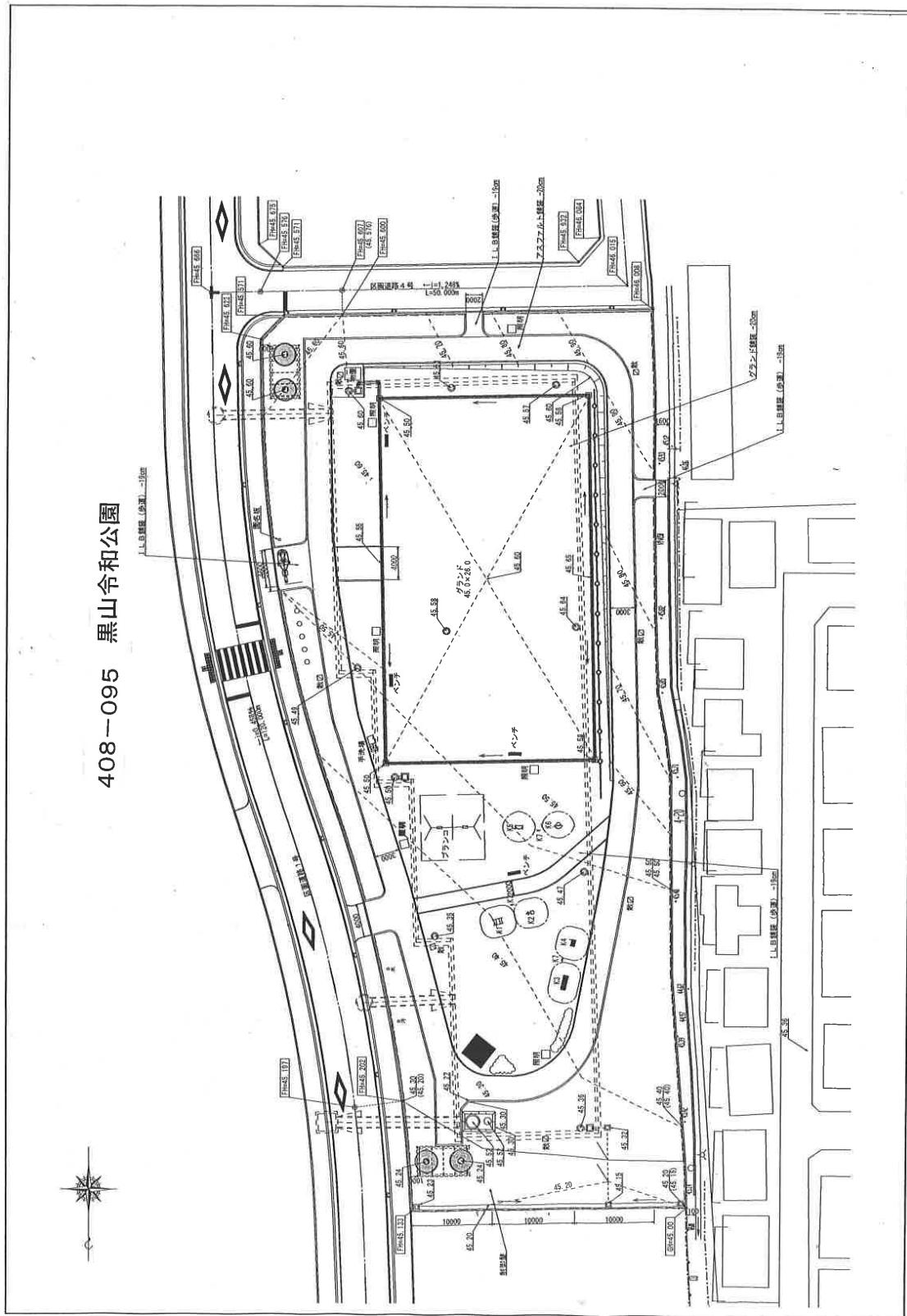
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和2年8月21日



## 408-095 黒山令和公園



堺市公告第478号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	黒山蓮池公園	堺市美原区黒山460番 外

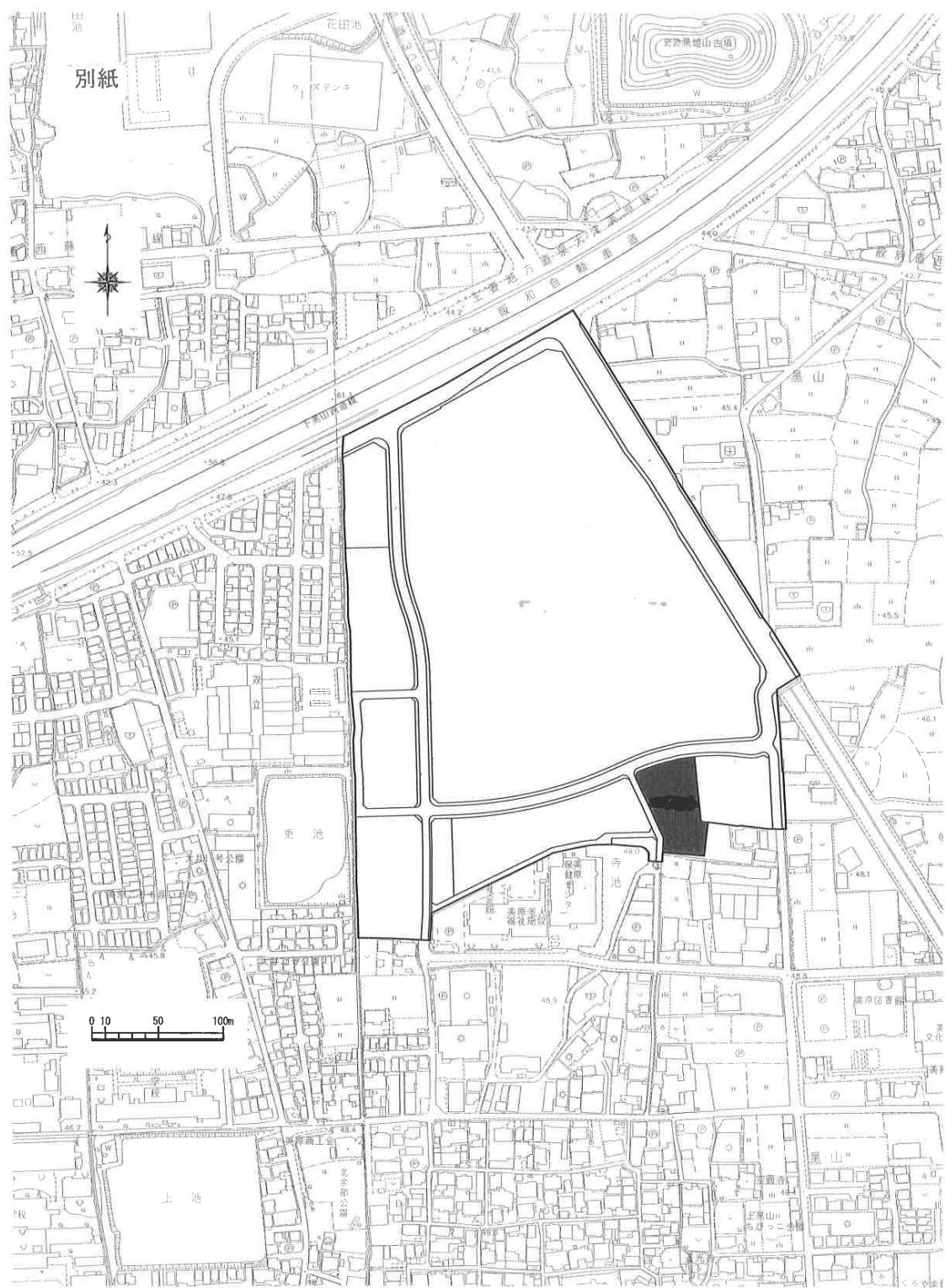
2 区域

別紙のとおり

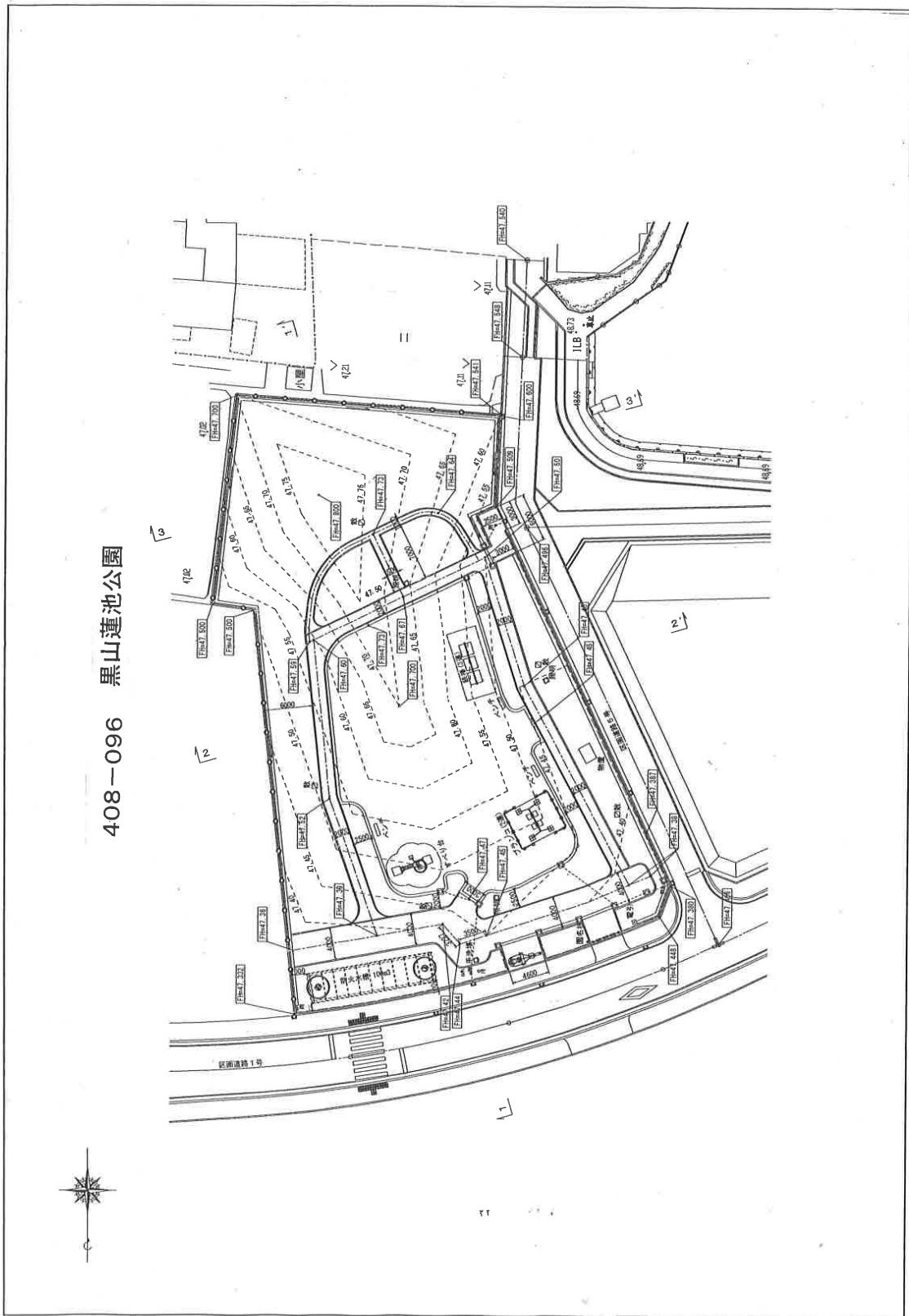
詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

令和2年8月21日



## 408-096 黒山蓮池公園



監査委員公表

堺市監査委員公表第22号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月21日

堺市監査委員 西川良平  
同 三宅達也  
同 藤坂正則  
同 播磨政明

行 経 第 528 号  
令和2年7月15日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年3月30日付け監査委員報告第29号 健康福祉局

## 監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	健康福祉局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
1(1)  公有財産（土地・建物）の管理について  公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。  ア 行政財産の目的外使用許可 (ア) 八田荘老人ホーム及び榎陵友荘の土地に係る行政財産の目的外使用許可について、行政財産目的外使用許可申請書の使用期間の終期の一部が空白となっているにもかかわらず、当該申請書を受理し、5年間の使用を許可しているものがあった。  (イ) 令和元年12月19日に実地調査を行ったところ、浜寺松寿荘	<p>行政財産目的外使用許可の申請時に、相手方に口頭により使用期間を確認していましたが、申請書の訂正を求めていませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和2年1月30日付けで、該当箇所を空白のまま処理した経過をまとめた文書を作成し、当該決裁文書と併せて保管しています。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、申請書の記載内容に不備がある場合は受理せず、相手方に補正を求めるよう、令和2年1月30日に指導しました。</p> <p>御指摘を受け、相手方に、速やかに使用許可の手続きを</p>	長寿社会部 長寿支援課

<p>の敷地内に、構築物（藤棚）が設置されていたが、行政財産の目的外使用許可の手続を行つていなかった。</p> <p>(ウ) 生活衛生センターの土地に係る行政財産の目的外使用許可について、電柱等軽易な物件の設置に係る新規の許可は、堺市事務決裁規則に基づき、部長専決とすべきところ、課長級である生活衛生センター所長の決裁により許可しているものがあった。</p> <p>イ 貸付料の請求</p> <p>堺老人福祉センター・ちぬが丘保健センター駐車場に係る公有財産賃貸借契約について、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 契約書で貸付料の納入期限を定めているが、納入期限後に納入通知書を送付しているものが多数あった。</p>	<p>行うよう求めたところ、藤棚を撤去したとの連絡があり、令和2年2月10日に現場確認の上、撤去されていることを確認しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から担当職員に老人集会所全21か所の現況と行政財産目的外使用許可の申請状況に相違がないか、定期的に現地確認を行うよう、令和2年2月21日に指導し、令和2年3月2日までに全集会所の現地確認を行いました。</p> <p>御指摘を受け、令和元年12月26日付けで追認の決裁を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から公有財産の管理事務について、所属職員に指導するとともに、公有財産関係事務決裁区分表を所内掲示しました。</p> <p>今後は、財産規則及び財産管理に関するマニュアル等により正確な事務処理を行います。</p>	<p>健康部 保健所 生活衛生センター</p> <p>長寿社会部 長寿支援課</p>
--	--	--

	<p>また、再発防止に向け、令和2年3月2日に、公有財産の貸貸借契約等の事務について、すべての案件を一元管理した進捗状況リストを作成し、課内で共有することとしました。</p> <p>また、当該納入通知書については、業務の効率化を図るため、今後は1年分をまとめて相手方に送付することとしました。</p> <p>御指摘を受け、直ちに相手方に謝罪するとともに、令和2年2月27日に誤って徴収していた額を還付しました。</p> <p>また、再発防止に向け、令和2年2月21日に課内会議を実施し、所属長から公有財産の管理事務について、所属職員に指導しました。</p> <p>今後は、消費税の制度改革など貸付料に関する情報及び契約内容の確認を十分に行い、正確な事務処理を行います。</p>	長寿社会部 長寿支援課
ウ 行政財産使用許可台帳の整備	<p>堺市財産規則では、行政財産の使用許可をした場合には、行政財産使用許可台帳を備え、使用目的や許可基準など必要な事項を記載して整理しなければならないとされている。</p> <p>衛生研究所は、保健医療センターの一部の使用を事業者等に許可しているが、行政財産使用許可</p> <p>御指摘を受け、直ちに行政財産使用許可台帳の記載が漏れていた事項を追記しました。</p> <p>また、再発防止に向け、財産規則及び財産管理に関するマニュアル等の確認を徹底するとともに、行政財産の使用許可の決裁文書には台帳の写</p>	健康部 衛生研究所

台帳の許可基準及び附帯設備に 係る経費の徴収欄を記載してい ないものがあった。	しを添付し、決裁を行います。	
1 (2)  委託料について  委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があつたので、適切な処理をする必要がある。		障害福祉部 障害施策推進課
ア 契約保証金の免除  堺市委託契約事務取扱要綱では、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約するときは、契約保証金を免除することができるとされている。  手話通訳者・要約筆記者派遣（報告書点検及び謝礼金支払）業務の契約相手方は、3者で構成する共同事業体であるが、障害施策推進課は、誤って共同事業体の代表団体を契約相手方とみなしそれぞれの契約を締結した。また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改めて契約規則の内容について確認するよう指導したこととあわせ、今後は、所属長等による決裁時点での十分な確認を行います。  イ 委託業務における業務報告書  斎場清掃等業務の契約書では、受注者は発注者に対して業務報告書を提出しなければならないとされている。  当該報告書を確認したところ、仕様書で規定している清掃場所の一部が記載されておらず、また、清掃を実施した場合に記載するチェック欄が一部空白になつた。	当該契約については、堺市契約規則第30条の2第2号に規定する国又は地方公共団体での履行実績を根拠として免除が可能であることから、御指摘後、令和元年12月27日付けで契約保証金免除申出書の再提出を受けました。  また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改めて契約規則の内容について確認するよう指導したこととあわせ、今後は、所属長等による決裁時点での十分な確認を行います。  業務報告書の内容について、疑義がある場合には、口頭により確認しておりますが、業務報告書に履行実績を正確に記入させるため、令和2年3月分の業務報告書から清掃場所の記載を仕様書の規定と一致させるとともに、記入方法を変更しました。	健康部 斎場

<p>ている報告書の提出を受けていた。</p> <p><b>ウ 業務従事者の確認</b></p> <p>措置患者等搬送業務の仕様書では、搬送介助者として、看護師、精神保健福祉士、救急救命士のいずれかの資格保持者（以下「看護師等資格保持者」という。）を1名以上、搬送業務に配置しなければならないとしており、搬送業務に従事する者の氏名、資格等の有無を記載した一覧表を届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、措置患者等搬送業務実施報告書を確認したところ、当該一覧表に記載されていない者が搬送介助者として従事している実施報告書を受け取っているものがあった。また、そのうち、看護師等資格保持者について、資格を有していることを資格免許証等書面により確認していなかった。</p> <p><b>エ 委託業務における提出書類</b></p> <p>特定医療費（指定難病）支給認定事務補助業務（その2）について、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 収入印紙が貼付されていない変更契約書を受け取っていた。</p>	<p>今後は、履行実績が的確に把握できるよう、業務報告書の受領時に、業務報告書の確認を行うとともに、定期的に、また必要に応じて現場確認や聴き取りを行うなど、十分な確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和元年12月13日付けで、受注者から再提出を受けた変更後の一覧表及び資格保持者であることが確認できる書面の写しと令和元年度搬送業務従事者との突合を行い、仕様書どおりの履行であることを確認しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改めて仕様書の内容について確認するとともに、搬送従事者に変更があった際には、速やかに変更後の一覧表及び資格保持者であることが確認できる書面の写しを提出することを受注者に求めるよう指導しました。</p>	<p>健康部 精神保健課</p> <p>健康部 保健所 保健医療課</p>
---	---	---

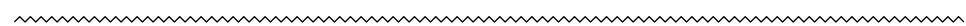
	<p>た。</p> <p>今後は、契約書の受領時の確認を徹底するとともに、支払時にも再確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、直ちに、受注者に対し業務責任者の代行者を明記した業務従事者名簿の提出を求め、令和元年12月6日付けで受領しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改めて仕様書の内容について確認するよう指導するとともに、今後は、仕様書に定める提出書類の確認を徹底します。</p>	健康部 保健所 保健医療課
(イ) 仕様書に規定する業務従事者名簿による業務責任者の代行者の届出を受けていなかった。	<p>御指摘を受け、直ちに受注者に対し業務履行スケジュールの提出を求め、令和元年12月6日付けで受領しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改めて仕様書の内容について確認するよう指導しました。今後は、業務履行開始時に業務履行スケジュールの提出を確認するとともに、当該スケジュールにより業務の履行状況の確認を適切に行います。</p>	健康部 保健所 保健医療課
(ウ) 仕様書に規定する業務履行スケジュールの提出を受けていなかった。	<p>御指摘を受け、直ちに受注者に対し研修実施報告書の提出を求め、令和元年12月5日付けで受領しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から所属職員に対し、改</p>	健康部 保健所 保健医療課

	<p>めて仕様書の内容について確認するよう指導しました。今後は、仕様書に定める書類の提出の確認を徹底し、研修実施状況の確認を行います。</p> <p>[仕様書の規定について（意見）] 堺市生活困窮者自立相談支援事業運営業務は、自立相談支援機関（以下「相談支援センター」という。）等において、生活困窮者に対する相談支援等を実施するものである。 相談支援センター等で実施する相談支援等について、仕様書において、実施日を規定しているものの、実施時間を規定しておらず、生活援護管理課によると、実施時間は、市と受注者との協議により、庁舎開庁時間に準じ、午前9時から午後5時30分までとしているとのことであった。 このことについて、相談支援等の実施時間は、当該業務を履行する上で重要な事項であり、委託業務の監督検査及び委託料の積算に直接関わるものであるため、実施時間を仕様書に規定されたい。</p> <p>1 (3) 補助金について 補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があるので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 提出書類の確認 堺市重度障害者対応型共同生</p>	生活福祉部 生活援護管理課
		障害福祉部

<p>活援助事業運営補助金について、補助事業者から提出を受けた役員情報届出書に記載されている役員の住所が、町名までしか記載されていないものがあった。</p> <p>1 (4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿（成年後見市長申立分）において、令和元年10月及び同年11月の月計処理における累計の欄に残数を記載していなかつた。また、物品取扱員は、これらの記載がないにもかかわらず確認印を押印していた。</p> <p>イ 預金口座の管理</p> <p>全国健康福祉祭堺市実行委員会の事務で扱っている公金外現</p>	<p>対し記載要領を周知した上で、早急に是正後の役員情報届出書を提出するよう指示し、令和元年12月9日に役員情報届出書の再提出を受け、役員の住所が正しく記載されていることを確認しました。</p> <p>今後は、補助金申請にかかる書類を確認する際は、必ず記載要領と突合させて十分な確認を行うよう徹底します。</p>	障害者支援課  長寿社会部 長寿支援課  長寿社会部 長寿支援課
--	--	--

<p>金に係る預金口座について、暗証番号を記載した付箋とキャッシュカードを同じ場所で保管していた。</p>	<p>を変更しました。 また、再発防止に向け、令和2年1月23日に課内会議を実施し、所属長から公金外現金の取扱事務について、所属職員に指導するとともに、暗証番号の取扱いについては、第三者に知られないよう所属長や担当者のみで共有し、異動等により担当者等が変わった場合は暗証番号を変更する旨を公金外現金の会計事務等の取扱いの定めに令和2年4月1日付けで追記しました。 加えて、毎年度の公金外現金の取扱状況の検査を実施する際には、改めて当該事案を所属長から課内職員全員に共有し、課内全体の危機管理意識の向上を図ります。</p>	
<p>ウ 公金外現金の取扱い</p> <p>公金外現金取扱基準では、会計担当者である収支整理者と出納取扱者は同一人であってはならないとされており、それぞれが行うべき事務を定めている。</p> <p>しかし、障害者スポーツ・リエーション大会の事務で扱っている公金外現金について、収支整理者が収入伝票及び支出伝票を作成すべきところ、出納取扱者が作成していた。</p>	<p>御指摘を受け、所属長から課内職員に対して、「公金外現金取扱基準」に基づき、収支整理者及び出納取扱者の役割について、改めて適切な取扱いを行うよう指導しました。 また、再発防止に向け、支出伝票及び収入伝票の決裁区分を「担当者」「係長」「課長補佐」「課長」となっていたものを「収支整理者」「出納取扱者」「事務局長（取扱管理者）」に改めるとともに、公金外現金取扱基準を添付の上、決裁するよう徹底します。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>

エ 現金出納簿の記載	<p>御指摘を受け、直ちに内容を確認の上、現金出納簿（兼収支整理簿）の記載誤りを訂正しました。</p> <p>また、再発防止に向け、所属長から公金外現金の取扱事務について、所属職員に指導したこととあわせ、今後は、所属長等による決裁時点での十分な確認を行います。</p>	健康部 健康医療推進課
------------	--	----------------



堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月21日

堺市監査委員 西川良平  
同 三宅達也  
同 藤坂正則  
同 播磨政明

議総第765号  
令和2年7月6日

堺市監査委員 様

堺市議会議長 宮本 恵子

監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、令和2年3月30日付け監査委員報告第33号に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

## 監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和元年11月1日～令和2年3月30日	
措置を講じた部局等	議会事務局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
1 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。  ア 現金出納簿の記載 令和元年12月13日に実地調査を行ったところ、議会交際費の前渡資金に係る現金出納簿において、同月11日に払い出した1万780円を記載しておらず、現金出納簿の残高（13万7,272円）と保管している現金（12万6,492円）が一致していなかった。	御指摘後、令和元年12月11日の支払いについて、直ちに現金出納簿に記載しました。 また、受入れ・払出しが生じた時は、速やかに現金出納簿への記載を行うよう、令和元年12月16日に所属長から課員に指導を行いました。 今後、支払等を行った場合は、適時に現金出納簿に記載してまいります。	総務課